

(各自治体用)

2015年 月 日

各自治体名

〇〇労働組合〇〇〇〇

エボラ出血熱の対応に関する要求書（案）

西アフリカ諸国で起こっているエボラ出血熱の流行は深刻化しており、日本においても流行国からの帰国者に対する検疫を強化するなど水際の対策が講じられています。しかし、検疫の強化にもかかわらず、国内で感染が疑われる患者が発生し、さらには、直接医療機関を受診するなどの事態が生じています。各自治体及び診療所も含む医療機関等での適切な対応のための体制整備が急務です。

住民の生命、安全、安心を守るとともに、対応する自治体職員の生命を守るため、下記の通り要求いたします。

記

- 1 エボラ出血熱への対応に関する体制の確保及び住民への周知について
〇〇として、エボラ出血熱感染対応について万全の体制を整えること。また、住民への情報及び正確な知識の提供、相談体制を確保すること。そのために必要な予算措置を行うこと。
- 2 医療機関への対応について
「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」（2014年10月24日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の周知を徹底すること。また、発熱と滞在歴が確認できた患者を受け入れた場合の対応について周知すること。待機の際の感染防止に必要な用品・施設設備等を整備する費用について、必要な補助を行うこと。
- 3 保健センター等での対応について
住民対応を行う保健センター等の体制を整備し対応マニュアルを作成すること。また、保健所と連携した迅速な対応のため関係機関との調整を行うこと。さらに、対応する職員への研修を徹底すること。
- 4 保健所での対応等について
 - 1) 専門知識や対応について、職員への十分な情報提供・共有を徹底すること。
また、危機管理対応として、対策に直接従事する職員だけでなく、保健所の全職員が情報共有できる体制とすること。
 - 2) 保健所の搬送車・アイソレータの点検、外側が防水性の全身防護服の配備等感染予防対策を徹底すること。
 - 3) 疑似症患者の搬送等に係わっては、安全の確保等に当局が万全を期すこと。
 - 4) 搬送班、疫学調査班を構成する場合は、従事する本人への合意と納得のうえ、十分な手順等の訓練を行うこと。
 - 5) 保健所・本庁等の夜間・休日対応に係わっては事前に労働組合に説明するとともに、本人の合意と納得を得ること。
携帯や自宅電話対応も含む時間外手当、実費弁償、オンコール手当、防疫手当、危険手当等について新設及び増額を含め検討し支給すること。
 - 6) 必要な物品については、予算措置を待たず、各保健所で購入するなど柔軟に対応すること。
- 5 エボラ出血熱対応に従事する職員のメンタルも含めた健康管理について特段の配慮を行うこと。
- 6 自治体病院での対応に関する要求
（第一種感染症医療機関用）及び（第一種感染症医療機関以外）要求書参照
- 7 自治体での対応の万全な体制等の確保のため、必要な情報提供及予算の確保等について、国に要請すること。

(第一種感染症医療機関用)

2015年 月 日

〇〇病院院長殿

〇〇病院労組

エボラ出血熱の対応に関する要求書（案）

西アフリカ諸国で起こっているエボラ出血熱の流行は深刻化しており、日本においても流行国からの帰国者に対する検疫を強化するなど水際での対策が講じられています。しかし、検疫の強化にもかかわらず、国内で感染が疑われる患者が発生し、さらには、直接医療機関を受診するなどの事態が生じています。

エボラ出血熱が日本に入ってくる危険性がある状況において、第一種感染症医療としての十分な役割を果たす必要があります。

感染者と従事する職員の命を守ることはもとより住民の安全・安心のために、対応に必要な体制、人員、施設等を万全に整え、致死的な二次感染の可能性のある職務に従事する職員の労働条件を早急に整備するため、下記のとおり要求いたします。

記

- 1 エボラ出血熱に対応する病院の体制を確立し全職員（委託業務に従事する職員も含む）に周知すること。そのうえで各部(委託業者も含む)との連携体制を図ること。
- 2 「必要な感染予防策」のための手袋・マスク・感染防護服等の用品を準備し点検すること。さらに、病棟、病室、搬送ルート等の設備について点検し安全を確保すること。
- 3 疑似感染者が搬送された際の対応や、その患者に接する際のマニュアルを周知するため研修を徹底すること。
- 4 疑似感染者および感染者に接する際の手技について十分な研修を行い、チェックリスト等を用いて、技術の習得確認したうえで従事させること。
- 5 業務の危険性、従事する期間の労働条件を文書で示し従事職員の同意のもと業務命令を出すこと。
- 6 従事職員を「接触者」として対応するのか否かを明らかにすること。
「接触者」とする場合、院内待機が命じられるのか、また、待機を命じる場合はその期間、宿泊、食事などの労働条件を明らかにすること。
万が一、従事中的手技のミス等により「接触者」となったおそれがある場合の対策を講じておくこと。
- 7 従事職員の労働安全衛生について特段の配慮を行うこと。
 - 1) 防護服を着用しての勤務についてはできるだけ短時間とし、従事職員の健康とメンタル対策に万全を期すこと。
 - 2) 勤務時間の前、後に関わらず超勤をさせないこと。
 - 3) インターバルが8時間をきる日勤一深夜、準夜一日勤をさせないこと。また長時間夜勤をさせないこと。
 - 4) 夜間交代制で従事する職員の週労働時間を31時間に制限し正循環の3交代で交代サイクルを設定すること。
- 8 防疫手当等について新設、増額、支給対象の拡大等を行うこと。
- 9 患者、職員を感染から守る万全な体制等の確保のため、必要な情報提供及び予算の確保等について国に要請すること。

(第一種感染症医療機関以外用)

2015年 月 日

〇〇病院院長殿

〇〇病院労組

エボラ出血熱の対応に関する要求書（案）

西アフリカ諸国で起こっているエボラ出血熱の流行は深刻化しており、日本においても流行国からの帰国者に対する検疫を強化するなど水際での対策が講じられています。

しかし、検疫の強化にもかかわらず、国内で感染が疑われる患者が発生し、さらには、直接医療機関を受診するなどの事態が生じており、当院でもエボラ出血熱を疑われる患者が直接来院する可能性を想定し対応する必要があります。

エボラ出血熱を疑われる患者及び従事する職員の命を守るとはもとより、住民の安全・安心のために、必要な体制・人員・施設設備等を万全に整え、致死的な二次感染の可能性のある職務に従事する職員の労働条件を早急に整備するため、下記のとおり要求いたします。

記

- 1 エボラ出血熱を疑われる患者が指定医療機関以外の医療機関に直接来院する可能性を想定し、「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(依頼)」(2014年10月24日厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を全職員(委託業務に従事する職員も含む)に対し早急に周知徹底すること。
- 2 エボラ出血熱を疑われる患者が受診したことを想定した体制を整え全職員(委託業務に従事する職員も含む)に周知すること。そのうえで各部(委託業者も含む)との連携体制を図ること。
- 3 エボラ出血熱を疑われる患者が受診した場合の対応マニュアルを早急に作成し、徹底のための研修を行うこと。
- 4 エボラ出血熱を疑われる患者が移送されるまで待機する際、感染防止に必要な用品・施設設備について整備すること。
- 5 従事する職員に該当する手当について、(新設・増額)すること。
- 6 国及び自治体に、必要な情報提供や予算措置等について要請すること。